

[別紙1]

鳥取県農地中間管理機構支援対策事業費 補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出

- 交付申請時期は、計画承認時に通知します。
- 交付申請書は下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着

- 交付決定通知は、国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則30日を加えた日数が経過する日までに行います。

3. 事業開始

※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出(完了等から20日以内又は4月5日のいずれか早い方)

- 実績報告は、下記提出先に郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

支払い方法、支払時期等は下記問い合わせ先にご相談ください。

資料提出・問い合わせ先

鳥取県農林水産部経営支援課担当

住所:鳥取県鳥取市東町一丁目220

電話:(0857)-26-7269

メール:keieishien@pref.tottori.lg.jp